

# 青森県報

号外第二十七号

令和二年  
三月三十日  
(月曜日)

## 目次

### 規 則

- 青森県行政組織規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一
- 青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則……………(行政経営管理課) ……四

### 訓 令

- 青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する訓令……………(人事課) ……五
- 青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令……………(防災危機管理課) ……六

### 告 示

- 文書記号の一部改正……………(総務学事課) ……七
- 県内全域を東青地域県民局の所管区域とする保健、医療、公衆衛生、社会福祉及び児童福祉に関する事務の一部改正……………(健康福祉政策課) ……七

## 規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第十七号

#### 青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表総務部の項中「行政経営管理課」を「行政経営課」に改め、「市町村課」の下に「財産管理課」を加え、同表企画政策部の項中「情報システム課」を削る。

第十一条の人事課の項の第十三号中「賃金」を削り、「臨時的に任用される職員のうち任用予定期間が十五日未満の職員に係る事務(旅費に係るものを除く。 )及び特別職の職員(非常勤である職員に限る。 )のうち知事が別に指定する職員に係る事務を除く」を「電子計算組織により処理される事務その他の知事が指定する事務に限る」に改め、同条の行政経営管理課の項中「行政経営管理課」を「行政経営課」に改め、同項の第九号から第十五号までを次のように改める。

九 高度情報化の総合的な企画、調整及び連絡に関すること(他課の分掌に係る事務を除く。 )。

十 高度情報化の総合的な推進に関すること(他課の分掌に係る事務を除く。 )。

十一 電子計算組織による情報処理システムの開発の企画及び総合調整に関すること。

十二 電子計算組織(他課及び出先機関(地域県民局にあつては、部)の管理に係るものを除く。 )の管理及び運営に関すること。

十三 電子計算組織に関する啓もう及び指導に関すること。

十四 社会保障・税番号制度に係る事務の総括に関すること。

十五 小規模施設特定有線一般放送に関すること。

第十一条の行政経営管理課の項の第十六号及び第十七号を削り、同条の総務学事課の項の第一号を削り、同項の第二号中「行政文書」を「文書の取扱い、行政文書」に改め、同号を同項の第一号とし、同項中第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号及び第八号を削り、第九号を第六号とし、第十号を第七号とし、第十一号から第十三号までを削り、第十四号を第八号とし、第十五号を第九号とし、第十六号を第十号とし、第十七号を削り、第十八号を第十一号とし、第十九号から第二十五号までを七号ずつ繰り上げ、同項の第二十六号中「公益認定等審議

会」及び「及び公益認定等審議会に関する事務中他課の分掌に係る事務」を削り、同項の第十九号とし、同項の第二十七号を同項の第二十号とし、同条の税務課の項の第四号中「、地方法人特別譲与税」を削り、「、森林環境譲与税及び特別法人事業譲与税に関する事務」を「及び森林環境譲与税に関する事務」に改め、同条の市町村課の項の次に次のように加える。

財産管理課

- 一 ファシリテイマネジメントに関すること。
- 二 公有財産の総括に関すること。
- 三 普通財産の管理及び処分に関すること。
- 四 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進の総括に関すること。
- 五 庁舎の管理及び運営の総括並びに本庁舎及び合同庁舎の管理及び運営に関すること。
- 六 公舎の管理及び運営の総括並びに合同公舎の管理及び運営に関すること。
- 七 県有建築物（県営住宅を除く。）及びその附帯施設の修繕に関すること。
- 八 有線電話の管理及び運営に関すること。
- 九 文書類の收受及び発送に関すること。
- 十 印刷及び製本に係る機器の管理に関すること。
- 十一 所管自動車の運行及び管理に関すること。
- 十二 車両保管庫の管理に関すること。
- 十三 管理特別会計に関すること。

第十一条の二の情報システム課の項を削る。

第十二条の県民生活文化課の項の第三十号を同項の第三十五号とし、同項の第二十九号中「及び」を「、公益認定等審議会及び」に、「こと」を「こと（公益認定等審議会に関する事務中他課の分掌に係る事務を除く。）」に改め、同項の第三十四号とし、同項の第二十八号を第三十三号とし、第二十七号を第三十二号とし、同項の第二十六号中「編さん」を「利活用の推進」に改め、同項の第三十一号とし、同項の第二十五号を第三十号とし、第二十四号を第二十九号とし、第二十三号を第二十八号とし、第二十二号を第二十五号とし、同項の次に次の二号を加える。

- 二十六 犯罪被害者等支援に係る施策の総合的な企画、調整及び連絡に関すること。
- 二十七 犯罪被害者等支援に係る施策の総合的な推進に関すること。

第十二条の県民生活文化課の項の第二十一号を第二十四号とし、第十六号から第二

十号までを三号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の三号を加える。

十六 公益法人及び移行法人に係る事務の総括に関すること。

十七 公益信託に係る事務の総括に関すること。

十八 宗教法人に関すること。

第十三条の医療業務課の項の第十号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第十四条の総合販売戦略課の項の第六号を削り、同条の農産園芸課の項の第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とする。

第十六条の監理課の項の第五号中「立入」を「立入り」に改め、同項の第二十五号を第二十六号とし、第六号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）に基づく立入りの許可等に関すること。

第十六条の二の防災危機管理課の項の第四号中「こと（」の下に「消防保安課及び」を加え、同項の第八号中「及び有線電話」を削り、同項の第十号中「、石油コンビナート等防災本部」を削り、同条の消防保安課の項の第四号中「（防災危機管理課の分掌に係る事務を除く。）」を削り、同項の第十五号中「に関する」を「及び石油コンビナート等防災本部に関する」に改める。

第十九条の二の三を削る。

第二十条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（次長）

第二十条 部、危機管理局、観光国際戦略局及びエネルギー総合対策局に次長を置く。

2 部の次長は、部長を補佐し、部の事務を整理する。

3 危機管理局、観光国際戦略局及びエネルギー総合対策局の次長は、局長を補佐し、局の事務を整理する。

第二十条の二を削る。

第二十条の三第一項中「前二条」を「前条」に改め、同条第二項中「事務を整理する課（県土整備部にあつては次長として事務を整理する部の事務的事項又は技術的事項、危機管理局、観光国際戦略局及びエネルギー総合対策局にあつては局）」を「整理する」に改め、同条を第二十条の二とする。

第二十条の四を第二十条の三とし、第二十条の五を第二十条の四とする。

第三十二条第七項第十三号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同条第八項ただし

書中「第十八号」を「第十九号」に改め、同項中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)の規定による登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者の監督に関する事。

第二百二十六条第一項中「及び館長特別補佐」を削る。

別表第一総務部秘書課の項の次に次のように加える。

総務部行政経営課	IT専門監	IT施策の推進に関する専門的な助言及び指導並びに特に命ぜられた事務に従事する。
----------	-------	---

別表第一企画政策部情報システム課の項を削り、同表県土整備部港湾空港課の項の次に次のように加える。

危機管理局防災危機管理課	危機管理対策監	危機管理及び防災に関する専門的な助言及び指導並びに特に命ぜられた事務に従事する。
--------------	---------	--

別表第三地域県民局の地域農林水産部の項中「二人(西北地域県民局にあつては四人、下北地域県民局にあつては一人)」を削り、同表地域県民局の地域整備部の項及び食肉衛生検査所の項中「二人」を削り、同表青森県立美術館の項中「館長特別補佐」を削る。

別表第四第三号の表館長特別補佐の項を削る。

別表第六青森県公益認定等審議会の項を削り、同表青森県消費生活審議会の項の次に次のように加える。

青森県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)に	会長 委員	法律、会計又は公益法人に係る活動に關して優れた識見を有する者	五人以内	三年	委員の互選	県民生活文化課
-------------	--	----------	--------------------------------	------	----	-------	---------

よりその権限に属させられた事項を処理すること。

別表第六青森県卸売市場審議会の項及び青森県石油コンビナート等防災本部の項を削り、同表青森県救急搬送受入協議会の項の次に次のように加える。

青森県石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二十七条第三項の規定により、県の区域内に所在する特別防災区域に係る防災に關し、次に掲げる事務をつかさどる。	石油コンビナート等災害防止法	石油コンビナート等災害防止法の規定による。	知事の任命される	知事による	石油コンビナート等災害防止法の規定による。	知事の任命される	石油コンビナート等災害防止法の規定による。
一 石油コンビナート等防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。	石油コンビナート等防災	石油コンビナート等防災	知事の任命される	知事による	石油コンビナート等防災	知事の任命される	石油コンビナート等防災
二 防災に関する調査研究を推進すること。	石油コンビナート等防災	石油コンビナート等防災	知事の任命される	知事による	石油コンビナート等防災	知事の任命される	石油コンビナート等防災
三 防災に関する情報を収集し、これを関係者に伝達すること。	石油コンビナート等防災	石油コンビナート等防災	知事の任命される	知事による	石油コンビナート等防災	知事の任命される	石油コンビナート等防災
四 災害が発生した場合において、県、関係特定地方行政機関、関係市町村、関係公共機関、県の区域内の公共的団体及び県の区域内の特別防災区域に所在する特定事業所に係る特定事業者その他当該特別防災区域内の防災上重要な施設の管理者が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施す	石油コンビナート等防災	石油コンビナート等防災	知事の任命される	知事による	石油コンビナート等防災	知事の任命される	石油コンビナート等防災

<p>る災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。</p> <p>五 石油コンビナート等現地防災本部に対して、災害応急対策の実施に関し必要な指示を行うこと。</p> <p>六 災害が発生した場合において、国の行政機関（関係特定地方行政機関を除く。）及び他の都道府県との連絡を行うこと。</p> <p>七 その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。</p>	<p>は二人以内とする。</p>
--	------------------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十四条の総合販売戦略課の項の第六号を削る改正規定及び別表第六青森県卸売市場審議会の項を削る改正規定は、同年六月二十一日から施行する。

(青森県車両保管庫使用規則の一部改正)

2 青森県車両保管庫使用規則（昭和五十九年九月青森県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「総務部行政経営管理課」を「総務部財産管理課」に改める。

第二条第一項中「総務部行政経営管理課長（以下「行政経営管理課長」を「総務部財産管理課長（以下「財産管理課長」に改め、同条第二項及び第三項中「行政経営管理課長」を「財産管理課長」に改める。

第三条第二項及び第五条第一項中「行政経営管理課長」を「財産管理課長」に改める。

第一号様式及び第二号様式中「~~青森県通信印刷管理費~~」を「~~青森県通信印刷管理費~~」に改める。

(青森県通信印刷管理費経理事務管理規則の一部改正)

3 青森県通信印刷管理費経理事務管理規則（昭和六十一年四月青森県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「総務部総務学事課（以下「総務学事課」を「総務部財産管理課（以下「財産管理課」に、「総務学事課」を「財産管理課」に、「総務部総務学事課長（以下「総務学事課長」を「総務部財産管理課長（以下「財産管理課長」に改め、同条第四号、第六号及び第七号中「総務学事課」を「財産管理課」に改める。

第三条の表中「総務学事課において」を「財産管理課において」に、「（総務学事課」を「（財産管理課」に、「総務学事課長」を「財産管理課長」に、「危機管理局防災危機管理課」を「財産管理課」に、「総務学事課における印刷」を「財産管理課における印刷」に改める。

第四条の見出しを「（衛星通信サービス利用料の財産管理課長への通知）」に改め、同条中「東日本電信電話株式会社等から請求のあつた電話料、東日本電信電話株式会社から請求のあつた電報料及び」を削り、「総務学事課長」を「財産管理課長」に改める。

第五条中「総務学事課長」を「財産管理課長」に改める。

別記様式中「~~青森県通信印刷管理費~~」を「~~青森県通信印刷管理費~~」に改める。

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十八号

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則

青森県公舎条例施行規則（昭和三十七年一月青森県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号並びに第二号(一)及び(七)中「行政経営管理課長」を「財産管理課長」

に改め、同号(十)を削り、同表第三号(二)イ中「警察本部会計課長」を「警察本部施設課長」に改め、同号(四中)「行政経営管理課長」を「財産管理課長」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において、次の表の上欄に掲げる公舎管理者が行った承認その他の行為又は当該公舎管理者に対して行った申請その他の行為は、それぞれ同表の下欄に掲げる公舎管理者が行った承認その他の行為又は当該公舎管理者に対して行った申請その他の行為とみなす。

行政経営管理課長	財産管理課長
警察本部会計課長	警察本部施設課長

訓 令

青森県訓令甲第五号

序 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する訓令

(世界文化遺産登録推進室設置規程の一部改正)

第一条 世界文化遺産登録推進室設置規程(平成二十七年十一月青森県訓令甲第十六号)の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

(国民スポーツ大会準備室設置規程の一部改正)

第二条 国民スポーツ大会準備室設置規程(平成三十一年三月青森県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

第五条を削る。

(青森県職員被服貸与規程の一部改正)

第三条 青森県職員被服貸与規程(昭和三十一年四月青森県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一「総務部行政経営管理課に勤務する守衛の項中「総務部行政経営管理課」を「総務部財産管理課」に改め、同表総務部総務学事課に勤務する職員で印刷製本又は文書の收受、発送若しくは文書の編さん保存に関する業務を行う者の項中「印刷製本又は文書の收受、発送若しくは」及び「印刷製本及び編さん保存の業務に従事する者のみ」を削り、同項の次に次のように加える。

総務部財産管理課に勤務する職員で印刷製本又は文書の收受若しくは発送に関する業務を行う者	作業上衣 ズボン 前掛	二 一 一	三年 三年 一年	夏、冬各一 印刷製本の業務に従事する者のみ
---	-------------------	-------------	----------------	--------------------------

別表第二「総務部行政経営管理課の項中「総務部行政経営管理課」を「総務部財産管理課」に改める。

(本庁守衛等就業規則の一部改正)

第四条 本庁守衛等就業規則(昭和三十一年六月青森県訓令甲第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五条及び第六条中「行政経営管理課長」を「財産管理課長」に改める。

(青森県印刷事務管理規程の一部改正)

第五条 青森県印刷事務管理規程(昭和五十九年四月青森県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条(見出しを含む。)中「総務学事課」を「財産管理課」に改める。

第三条中「総務学事課長」を「財産管理課長」に改める。

第五条第一項中「総務学事課」を「財産管理課」に改める。

別記様式中「事務学事課長」を「知事秘書課長」に改める。

(住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運営に関する規程の一部改正)

第六条 住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運営に関する規程（平成十四年八月青森県訓令甲第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「企画政策部情報システム課長」を「総務部行政経営課長」に改める。

（青森県雪対策連絡会議設置規程の一部改正）

第七条 青森県雪対策連絡会議設置規程（昭和五十三年十月青森県訓令甲第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「企画政策部次長」の下に、「行政経営課長」を加え、「情報システム課長」を削る。

（青森県広報・広聴事務に関する規程の一部改正）

第八条 青森県広報・広聴事務に関する規程（平成元年三月青森県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十条の第三項」を「第二十条の二第一項」に改める。

（青森県電子計算組織プロジェクト・チーム設置規程の一部改正）

第九条 青森県電子計算組織プロジェクト・チーム設置規程（昭和四十七年六月青森県訓令甲第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「情報システム課長」を「行政経営課長」に、「情報システム課の」を「行政経営課の」に改める。

第五条第一項、第八条及び第十条中「情報システム課」を「行政経営課」に改める。

（青森県行政情報システムの管理及び運営に関する規程の一部改正）

第十条 青森県行政情報システムの管理及び運営に関する規程（平成十年三月青森県訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「情報システム課」を「行政経営課」に改める。

第三条第一項、第二項及び第四項中「情報システム課長」を「行政経営課長」に改める。

第四条第一項中「情報システム課長」を「行政経営課長」に改め、同条第二項中「企画政策部長」を「総務部長」に改め、同条第三項中「情報システム課長」を「行政経営課長」に改める。

第五条中「情報システム課長」を「行政経営課長」に改める。

第六条中「情報システム課」を「行政経営課」に、「企画政策部長」を「総務部

長」に改める。

第七条第一項及び第八条中「企画政策部長」を「総務部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第六号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県災害対策本部の班に関する規程の一部を改正する訓令

青森県災害対策本部の班に関する規程（昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表総務部の項中

行政経営管理班	行政経営管理課長
行政経営班	行政経営課長
市町村班	市町村課長
市町村班	市町村課長
財産管理班	財産管理課長

を  
に、  
を  
に改め、

同表企画政策部の項中

広報広聴班	広報広聴課長
情報システム班	情報システム課長

を、

広報広聴班	広報広聴課長
-------	--------

に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百六十二号

平成二十五年十月一日青森県告示第七百十二号（文書記号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

1の表行政経営管理課の項を次のように改める。

行政経営課	青行経
-------	-----

1の表市町村課の項の次に次のように加える。

財産管理課	青財管
-------	-----

1の表情報システム課の項を削る。

青森県告示第二百六十三号

平成二十五年四月一日青森県告示第三百六号（県内全域を東青地域県民局の所管区域とする保健、医療、公衆衛生、社会福祉及び児童福祉に関する事務）の一部を次の

ように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の規定による登録略痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者の監督に関する事務

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付十五円七十三銭